

生駒市地区集会所補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地区住民の自治会活動を奨励し、もって地区住民の生活の安定に寄与するため、地区集会所の新築、増築、改築、改修又は太陽光発電システム設置（以下これらを「工事」という。）を行った自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するに当たり、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区集会所 地区住民が自治会活動を行うための集会所（集合住宅における集会室を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 新築 建物を新たに建築することをいう。
- (3) 増築 建物の床面積を増やすことをいう。
- (4) 改築 建物の一部を取り壊し、建築することをいう。
- (5) 改修 既存建物の修繕、模様替え又は附帯設備の取付、取替えをすることをいう。

(補助事業)

第3条 この告示により補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助事業」という。）は、自治会が行う主たる地区集会所（1自治会につき1箇所を原則とする。ただし、自治会の規模等により市長が1自治会につき2以上の地区集会所の設置を認めた場合は、この限りでない。以下同じ。）又は主たる地区集会所以外の地区集会所（1自治会につき1箇所とする。）に係る事業で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地区集会所の新築にあつては、次に掲げる条件のすべてを備えていること。
 - ア 地区住民の集会その他公共的利用に供するために必要な施設設備（台所、湯沸室、トイレ等）を備えていること。
 - イ 地区集会所を設置した自治会によって管理及び運営がなされること。
 - ウ 土地の所有者の同意を得ていること。
 - エ 地区集会所にかかる補助事業に対して、本市の他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。
- (2) 既存の地区集会所（主たる地区集会所に限る。）の増築、改築、改修又は太陽光発電システム設置にあつては、前号イ、ウ及びエの要件を備え、かつ、実際に要した工事総額が10万円以上であること。
- (3) 太陽光発電システム設置にあつては、地区集会所の屋根等への設置に適した配電線

と逆潮流システムで連系するシステムで、次の条件を満たすものとする。

ア 未使用品のものであること（中古品は対象外）。

イ 太陽電池の最大出力が2kW以上10kW未満のものであること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（再補助の制限）

第5条 この告示により補助金の交付を受けて地区集会所の新築をした自治会が新たに同一場所で地区集会所の新築をする場合は、当該補助金の交付を受けた後20年を経過していなければ、補助事業としない。

2 この告示により補助金の交付を受けて地区集会所の新築をした自治会が当該地区集会所の増築、改築若しくは改修をする場合又はこの告示により補助金の交付を受けて地区集会所の増築、改築若しくは改修をした自治会が当該地区集会所の新築、増築若しくは同一箇所の改築若しくは改修をする場合は、これらの補助金の交付を受けた後10年を経過していなければ補助事業としない。

3 この告示により補助金の交付を受けて地区集会所に太陽光発電システム設置をした自治会が当該地区集会所に新たに太陽光発電システム設置をする場合は、この補助金の交付を受けた後10年を経過していなければ補助事業としない。

4 災害その他特別の事情により市長がやむを得ないと認めた地区集会所の新築、増築、改築又は改修については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

（事業計画書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、様式第1号による事業計画書を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 設計図又はこれに準ずるもの
- (3) 見積書
- (4) 災害による事業にあつては、その被災現場写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による事業計画書の提出は、補助事業を行おうとする年度の前年度で別に定める日までにしなければならない。

4 災害その他特別の事情により市長がやむを得ないと認めた場合は、第1項の規定は、適用しない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会は、補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第3号）
- (2) 実施設計書（設計図面の一切）
- (3) 工事箇所を示す見取図
- (4) 施工前の箇所を示す写真
- (5) 工事内訳書（工事費見積明細書）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、補助事業に係る工事の着工の日前30日までにしなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

（補助金の決定通知）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（工事着工の届出）

第11条 補助金の交付の決定を受けた自治会（以下「補助事業者」という。）は、当該工事に着工したときは、工事着工届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第 1 2 条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途へ使用してはならない。

(変更等の承認)

第 1 3 条 補助事業者は、第 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する市長の承認を受けようとするときは、補助事業変更・中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(必要な指示等)

第 1 4 条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者に対し、必要な指示をし、若しくは書類の提出を求め、又は補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第 1 5 条 市長は、前条の規定による補助事業者の報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずることができる。

(実績報告)

第 1 6 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事完成写真（工事工程写真を含む。）
- (2) 請負業者の工事完了届
- (3) 請求書及び領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 1 7 条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、この告示の規定に沿った適正なものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 8 号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 1 8 条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項本文の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、補助金前交付申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を申請しなければならない。

(1) 理由書

(2) 支払計画書

(3) 請求書並びに支払済額がある場合は当該支払済額に係る請求書及び領収書

(4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、適正であると認めた場合は、補助事業者からの補助金前交付請求書（様式第11号）により、補助金の全部又は一部を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その差額の返還を命ずるものとする。

（決算書の提出等）

第21条 補助事業者は、補助金の交付を受けた会計年度終了後、速やかに当該補助金に係る収支決算書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の収支決算書を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付

を受けた年度終了後 5 年間は、これを保管しなければならない。

(施行の細目)

第 2 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に廃止前の生駒市地区集会所補助金交付要綱(昭和 4 7 年 4 月生駒市訓令甲第 3 号)第 4 項の規定により提出された事業計画書は、第 6 条の規定により提出された事業計画書とみなす。

(補助金の交付申請の期限の特例)

- 3 この告示の施行の際現に廃止前の生駒市地区集会所補助金交付要綱第 4 項の規定により事業計画書を提出している自治会が平成 1 7 年 4 月末日までに補助事業に係る工事の着手又は備品の購入の発注をしようとする場合における第 7 条第 4 項の規定の適用については、同項中「3 0 日」とあるのは、「2 0 日」とする。

(検討)

- 4 市長は、令和 6 年 4 月 1 日から 3 年を超えない日までに、この告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 2 0 年 3 月生駒市告示第 6 6 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の生駒市地区集会所補助金交付要綱第 6 条の規定により事業計画書を提出している事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 1 年 3 月生駒市告示第 4 9 号)

この告示は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 3 月生駒市告示第 4 3 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の生駒市地区集会所補助金交付要綱第 6 条の規定により事業計画書を提出している事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 5 年 3 月生駒市告示第 7 1 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の生駒市地区集会所補助金交付要綱第 6 条の規定により提出している事業計画書については、改正後の生駒市地区集会所補助金交付要綱第 6 条の規定により提出された事業計画書とみなす。

附 則 (平成 28 年 3 月生駒市告示第 75 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月生駒市告示第 76 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の生駒市地区集会所補助金交付要綱第 6 条の規定により事業計画書を提出している事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 7 月生駒市告示第 160 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月生駒市告示第 252 号)

この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月生駒市告示第 62 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月生駒市告示第 36 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

地区集会所	区 分	補 助 金 の 額
主たる地区集会所	新築	(1) 次号以外の場合 建築単価（20万円／㎡）に地区集会所の延べ面積（231.39㎡（1,000戸以上の自治会又は2自治会以上が使用する地区集会所にあつては、264.45㎡）を限度とする。）を乗じて得た額（以下「標準工事額」という。）又は実際に要した工事総額（設計委託費及び外構工事費（植栽工事は除く。）を含む。以下「工事総額」という。）のいずれか低い額に10分の5を乗じて得た額 (2) 天災等の災害による場合 標準工事額又は工事総額のいずれか低い額から生駒市地区集会所建物災害保険料補助金交付要綱（平成17年4月生駒市告示第80号）による対象物件に対して支払われた保険金額を控除した額に10分の6を乗じて得た額
	増築又は改築	(1) 次号以外の場合 標準工事額又は工事総額のいずれか低い額に10分の4を乗じて得た額 (2) 天災等の災害による場合 標準工事額又は工事総額のいずれか低い額から生駒市地区集会所建物災害保険料補助金交付要綱による対象物件に対して支払われた保険金額を控除した額に10分の6を乗じて得た額
	改修	(1) 次号以外の場合 市長が認める工事総額に10分の4を乗じて得た額 (2) 天災等の災害による場合 市長が認める工事総額から生駒市地区集会所建物災害保険料補助金交付要綱による対象物件に対して支払われた保険金額を控除した額に10分の6を乗じて得た額
	太陽光発電システム設置	市長が認める工事総額に10分の3を乗じて得た額。ただし、100万円を限度とする。
主たる地区集会所以外の地区集会所	新築	建築単価（20万円／㎡）に地区集会所の延べ面積（100㎡を限度とする。）を乗じて得た額又は工事総額のいずれか低い額に10分の3を乗じて得た額。ただし、400万円を限度とする。

生駒市長 様

自治会名
自治会長 氏名

生 駒 市 地 区 集 会 所 事 業 計 画 書

年度において次の工事を行いたいのので、生駒市地区集会所補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 集会所の名称、工事実施場所等

名 称		実 施 場 所	
敷地面積	m ²	敷地の所有者	

2 工事の概要

工事の区分	1 新築 2 増築 3 改築 4 改修 5 太陽光発電システム設置 6 災害による（新築 改築 改修）			
構 造	建築面積（m ² ） （増改築面積）	延べ面積（m ² ）	1 m ² 当 たりの単価 （円）	工事費総額（円）
工 事 内 容				

設計委託の有無 有 ・ 無	委 託 料	円
------------------	-------	---

3 工事実施の理由

4 工事実施の時期等

工事着工予定年月日	年 月 日	工事予定業者	
工事完了予定年月日	年 月 日		

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

年度生駒市地区集会所補助金交付申請書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補 助 事 業 の 総 額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の完了予定年月日	年 月 日

○ 財源の内訳

区 分	金 額（円）	説 明
自治会財源		
そ の 他		
市費補助額		
計		

○ 備 考

生駒市長 様

自治会名
自治会長 氏名

年度生駒市地区集会所事業実施計画書

1 集会所の名称、工事実施場所等

名 称		実 施 場 所	
敷地面積	m ²	敷地の所有者	

2 工事の概要

工事の区分	1 新築 2 増築 3 改築 4 改修 5 太陽光発電システム設置 6 災害による（新築 改築 改修）			
構 造	建築面積（m ² ） （増改築面積）	延べ面積（m ² ）	1 m ² 当 たりの単価 （円）	工事費総額（円）

工事費内訳

内 容	金 額（円）

3 設計業者・工事請負業者等

設計業者名	TEL	工事請負業者名	TEL
契約締結年月日	年 月 日	契約締結年月日	年 月 日
契約額	円	契約額	円

4 工事実施の時期

工事着工予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日
-----------	-------	-----------	-------

5 備 考

第 号
年 月 日

自治会名

自治会長 氏名 様

生駒市長 印

生駒市地区集会所補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度生駒市地区集会所補助金につ
いては、次のとおり決定したので、生駒市地区集会所補助金交付要綱第 1 0 条の規定により
通知します。

補 助 事 業 の 名 称	
補 助 対 象 金 額	円
交 付 決 定 金 額	円
交 付 予 定 年 月 日	年 月 日
交 付 条 件	1 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

工 事 着 工 届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり着工しましたので、生駒市地区集会所補助金交付要綱第 1 1 条の規定により関係書類を添えてお届けします。

記

補 助 事 業 の 名 称	
着 工 年 月 日	年 月 日
完 成 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 請 負 契 約 年 月 日	年 月 日
工 事 請 負 業 者 名	住所
	名称
	T E L

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

補助事業変更・中止（廃止）承認申請書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり申請します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 又 は 中 止 （ 廃 止 ） の 理 由	
変 更 又 は 中 止 （ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日（予定）
添 付 書 類	

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

実 績 報 告 書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 総 額	円
補助金の交付決定金額	円
補助金の交付予定金額	円
補助事業の完了年月日	年 月 日

○ 財源の内訳

区 分	金 額（円）	説 明
自治会財源		
その他		
市費補助額		
計		

○ 備 考

様式第 8 号（第 1 7 条関係）

年 月 日

自治会名

自治会長 氏名 様

生駒市長 印

生 駒 市 地 区 集 会 所 補 助 金 確 定 通 知 書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、生駒市地区集会所補助金交付要綱第 1 7 条の規定により通知します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 名 称	
補助金の交付決定金額	円
補助金の交付確定金額	円
前交付の補助金がある 場合はその金額	円

年 月 日

生駒市長 様

自治会名
住 所
自治会長 氏名

生 駒 市 地 区 集 会 所 補 助 金 交 付 請 求 書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 名 称	
補助金の交付決定金額	円
補助金の交付確定金額	円
補助金の交付請求金額	円

なお、本件は次の金融機関に振込を依頼します。

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・労金
	本店・支店・本所・支所・出張所
預金種別	普通 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

様式第 1 0 号（第 1 8 条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長 氏名

年度生駒市地区集会所補助金前交付申請書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第 1 8 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 名 称	
補助金の交付決定金額	円
補助金の前交付申請金額	円

様式第 1 1 号（第 1 8 条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

住 所

自治会長 氏名

生駒市地区集会所補助金前交付請求書

生駒市地区集会所補助金交付要綱第 1 8 条第 4 項の規定により、次のとおり請求します。

交 付 決 定	年 月 日 第 号
補 助 事 業 の 名 称	
補助金の交付決定金額	円
補助金の前交付請求金額	円

なお、本件は次の金融機関に振込を依頼します。

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・労金
	本店・支店・本所・支所・出張所
預金種別	普通 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	